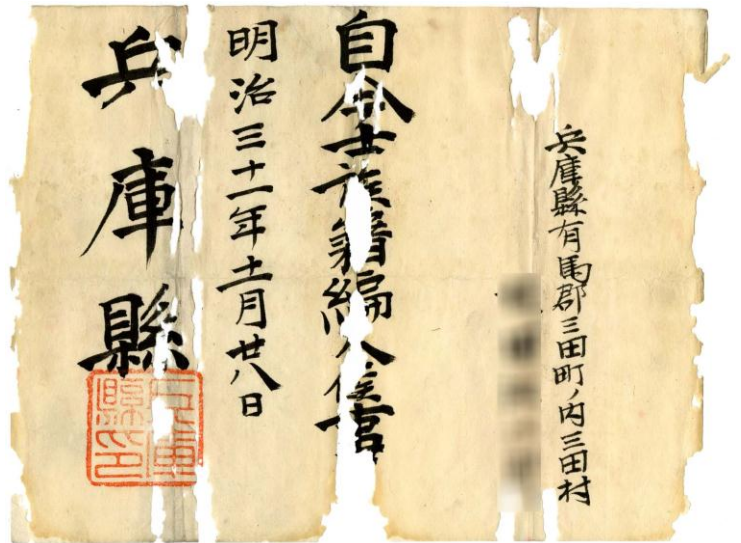


士族の辞令 ー三田の明治維新余聞ー

最近調査の機会を得たお宅で珍しい資料がみつかりました。かなり痛んでいますが、全文墨書で兵庫県有馬郡三田町の内三田村(氏名)、自今士族籍編入候事、明治31(1898)年11月28日兵庫県とあります。これは県が宛先の人物を士族と認めた証明書(士族の辞令)で、県下では旧三田藩領に特有と言ってもよい資料です。



士族の辞令

実は江戸時代に武士の身分を公的に証明する文書は実質的になく、身分

としての士族が書面で明示されるのは明治以降のことです。太平洋戦争後の戸籍制度の改正まで存在した近代の身分には士族のほかに華族があり、それ以外が平民とされました。旧の武士は明治2(1869)年に各藩からの申告で、士族や卒族(のちに統合)となりました。ところが三田藩では身分制を越えた新しい社会を構想した福沢諭吉の考え方を受け入れ、全国に先駆けて全員が華族や士族等の身分を離れて農業と学問にいそしむ「^{いっぽんきのう}一藩帰農」を政府に申請し(市史第5巻22号資料)、明治4(1871)年9月にまず卒族の旧武士142名が身分を離れて平民となりました。

しかしその直後に三田藩独自の政策は新政府により中止させられ、全国統一の方針で士族には政府から禄(手当)が給付されることになりました。ところがいち早く平民となった三田の142名の人々はこの制度の対象外とされたのです。その後これらの人々は^{かんせいしゃ}貫誠社^{ふくろくうんどう}の名の下に結集し、明治14(1881)年頃から士族への復帰と禄の給付を求める^{まつかた}復禄運動を開始しました。その背景には松方デフレといわれる近代最初の大不況がありました。県庁に足を運んでは請願を重ね、翌年9月によりやく禄の給付は認めないが身分については個別に審査の上で検討するという回答を引き出すことができました。

その後は各自で旧藩との由緒の審査を受け、認可を受けた人に交付されたのがこの辞令です。なおこの人物の場合は交付までおよそ16年を要しており、苦労がしのげられます。この辞令を添えて町役場に申請すれば戸籍の身分が変更されたのです。このように旧武士の身分は近代になって公的に認証されたのです。1枚の辞令から近代の身分制やそれに対する人々の思いが読み取れます。